

十九八七	六五四	三二一	向基年〇 向けづ財個財
初利發發 期率行行 利価日 子格	振額最 低額 面金	用振の法 等替條 項及法 の適そ	發行號 名稱及 根拠記
た期平年額平す額の振 金と成〇面成るの記替 額し二・金二。整載法 を、十〇額十八數又の 支次九五百八倍は規 払の年パ円年の記定 う算四丨に十金録に 。式月セつ月額はよ たに十ンき十に、る だより五ト百七よ最振 しり日円日る低替 、算をも額口 支出支の面座 払し払と金簿	一百額の定以律社 万五千面振の下へ平 円十金替適「振成 万額機関用を替 円で九は受け法」 百日はるも「い 十銀ものう。 八行のとし。 億とし。 六する。 千する。 九。そ規	一百額の定以律社 万五千面振の下へ平 円十金替適「振成 万額機関用を替 円で九は受け法」 百日はるも「い 十銀ものう。 八行のとし。 億とし。 六する。 千する。 九。そ規	一百額の定以律社 万五千面振の下へ平 円十金替適「振成 万額機関用を替 円で九は受け法」 百日はるも「い 十銀ものう。 八行のとし。 億とし。 六する。 千する。 九。そ規
た期平年額平す額の振 金と成〇面成るの記替 額し二・金二。整載法 を、十〇額十八數又の 支次九五百八倍は規 払の年パ円年の記定 う算四丨に十金録に 。式月セつ月額はよ たに十ンき十に、る だより五ト百七よ最振 しり日円日る低替 、算をも額口 支出支の面座 払し払と金簿	一百額の定以律社 万五千面振の下へ平 円十金替適「振成 万額機関用を替 円で九は受け法」 百日はるも「い 十銀ものう。 八行のとし。 億とし。 六する。 千する。 九。そ規	一百額の定以律社 万五千面振の下へ平 円十金替適「振成 万額機関用を替 円で九は受け法」 百日はるも「い 十銀ものう。 八行のとし。 億とし。 六する。 千する。 九。そ規	一百額の定以律社 万五千面振の下へ平 円十金替適「振成 万額機関用を替 円で九は受け法」 百日はるも「い 十銀ものう。 八行のとし。 億とし。 六する。 千する。 九。そ規
た期平年額平す額の振 金と成〇面成るの記替 額し二・金二。整載法 を、十〇額十八數又の 支次九五百八倍は規 払の年パ円年の記定 う算四丨に十金録に 。式月セつ月額はよ たに十ンき十に、る だより五ト百七よ最振 しり日円日る低替 、算をも額口 支出支の面座 払し払と金簿	一百額の定以律社 万五千面振の下へ平 円十金替適「振成 万額機関用を替 円で九は受け法」 百日はるも「い 十銀ものう。 八行のとし。 億とし。 六する。 千する。 九。そ規	一百額の定以律社 万五千面振の下へ平 円十金替適「振成 万額機関用を替 円で九は受け法」 百日はるも「い 十銀ものう。 八行のとし。 億とし。 六する。 千する。 九。そ規	一百額の定以律社 万五千面振の下へ平 円十金替適「振成 万額機関用を替 円で九は受け法」 百日はるも「い 十銀ものう。 八行のとし。 億とし。 六する。 千する。 九。そ規

の	中	払	払	償	償	後	第
取	途	込	込	還	還	の	二
扱	換	場	期	金	期	利	期
い	金	所	日	額	限	子	以

期が銀行休業日に当たるともは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十二号において規定
する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.05}{100} \times \left(\frac{1}{2} - \frac{2}{365} \right)$$

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (初期利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$ + 第二期利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$)
の場合は
額面金額 + 経過利子に相当する金額 - 利子に相当する金額
 $\times \frac{79.685}{100} \times 2$

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法）

（昭和二十五年法律第七十三号）

(一) 金そ買人の月をつ災十救すは指第昭へ人が養第正益する特定障害者扶養信託契約の一部を改受する事項に規定す
 額れ取こ向十有た害八助る当定二和特が、信一前第五号の四第二十一条の四第一項に規定す
 平とぞ金とけ五すとが号法。該都百二別、死託項の相続税法第三条の規定期限内に支拂う事項に規定す
 すれ額が国日るき発（）（）市市五十区又亡契に相続税法第三条の規定期限内に支拂う事項に規定す
 二るのはで債前者に生に昭のに十二をはし約規定期限内に支拂う事項に規定す
 十九算、きのでがはしよ和区区あ二年含みそたの受益する特定障害者扶養信託契約の一部を改受
 年四月十五式次る中あ、當、る二域若つ條法みのと受益する特定障害者扶養信託契約の一部を改受
 四月十五日より分と金も二人災の年いは、九六地方すはを別二十一年法律第七十三号の四第二十一条の四第一項に規定す
 算にしを、十向害行法て總當第十自治市のむ害條の改受する事項に規定す
 出応、請當九けにわ律、合該一七治市町相。者のの改受する事項に規定す
 しじそ求該年国かれ第災區市項号法町相。扶四第二十一条の四第一項に規定す
 た、のす個十債かる百害と又の（）（）村続（）扶四第二十一条の四第一項に規定す

支 所 金 利 元 払

(二) 平成一十九年十月十五日以前の場合は、(平成一十九年四月十五日以前の額に相当する金額) + 経過利子に相当する金額 - (初期利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$) + 経過利子に相当する金額

の額に相当する金額 - 経過利子に相当する金額 + 経過利子に相当する金額